

令和4年 1月20日

日本大学法学部

令和4年度日本大学法学部授業実施方針

【基本方針】

令和4年度、本学部は、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、**通学を前提とした対面授業を中心に実施する。**

【授業形態】

対面授業は、開講する時限に関わらず、講堂あたりの履修者数を、原則として本来の収容定員の3分の2までとし、マスクの着用や換気の実施など、感染症対策を講じた上で全体の80%程度を目安に実施する（大声を出す必要がなく、換気・マスク着用が徹底できる状況である場合）。

また、一部の必修科目及び履修者の講堂への収容が困難となること予想される科目などについては、全体の20%以内を目安にオンデマンドにて実施する授業も設定する。

【対面授業への参加が困難な学生の対応】

基礎疾患を有するなど、個別の事情によって対面授業に参加することが困難な学生については、事前に理由書を提出のうえ、許可された場合は、優先的にオンデマンド授業を受講することができる措置を講じるほか、対面授業のライブ配信や録画配信（ハイフレックス）など、可能な限りの配慮を行う。

【感染症拡大に伴う移行措置】

感染症が拡大し、対面授業の実施継続が困難な状況となった場合には、対面授業をオンデマンド、Zoomライブ（受講者が299名までの場合）のいずれかの授業方法に移行する。

以 上